

新庄市歴史的風致維持向上計画（案）

【概要版】

令和4年10月

新庄市

1. 計画策定の背景と目的

新庄市は山形県の北東部、最上地域のほぼ中央部に位置し、奥羽山脈と出羽山地の山々に囲まれた自然豊かなまちです。

本市のまちづくりは、新庄藩初代藩主戸沢政盛^{とぎわまさもり}が寛永2年（1625）に進めた新庄城築城が大きな転機となり、城を中心とした城下町の構造が、現在の中心市街地形成の礎となっています。新庄藩は、戸沢家11代、約250年にわたって続き、その間に培われた有形・無形の社会的・経済的・文化的遺産は計り知れず、明治以降の新しい時代はこの上に展開されてきました。

このような歴史的背景により育まれた本市固有の歴史や文化は、旧城下で繰り広げられる「新庄まつり」をはじめとし、神社の祭礼や各集落に伝わる伝統行事などの活動、さらには東山焼などの伝統産業として市民の手で守り伝えられており、城下の町割りや歴史的建造物とともに歴史的景観を醸し出しています。

しかし、生活様式の多様化などの社会環境の変化により、歴史的価値の高い建造物の適正な保存管理が困難になってきているほか、人口減少や少子高齢化の進展などにより、歴史と伝統ある行事を将来に引き継いでいくことが困難になることが予想されます。

こうした本市を取り巻く状況を踏まえながら、本市固有の歴史的風致を守り育て、次世代に継承していくために必要な事項を定め、本市がもつ歴史的資源を積極的に活用した、新庄らしいまちづくりを推進するため「新庄市歴史的風致維持向上計画」を策定します。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年（2023）度から令和14年（2032）度までの10年間とします。

3. 歴史的風致とは

「歴史的風致」とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」と定義されています。

「歴史的風致」の概念



地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した「人々の活動」

歴史的風致

歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地



一体となって形成された良好な市街地環境



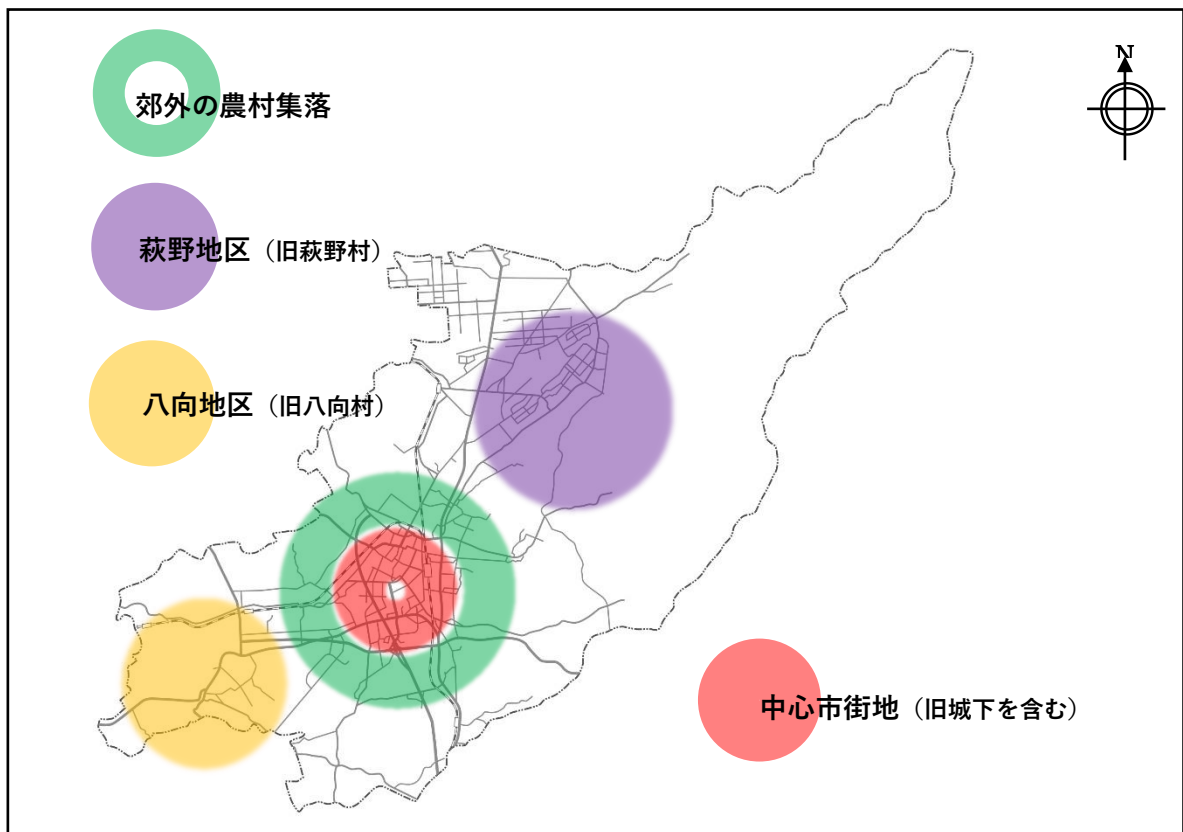
4. 新庄市における歴史的風致の構造

本市は、東の奥羽山脈と西の出羽山地の山々に囲まれた新庄盆地のほぼ中央に位置し、市域の南西部には日本三大急流のひとつ「最上川」が流れ、自然豊かな環境に恵まれた地域です。市域を南北に縦断する羽州街道と最上川舟運により古くから交通の要衝として発展し、人や物の往来により地域固有の文化が育まれてきました。

元和8年（1622）に初代藩主戸沢政盛が新庄藩に移封され、寛永2年（1625）に新庄城が築城されたことにより本格的に城下町が整備され、現在の中心市街地の基礎が作られました。

城下は現在の中心市街地を形成し、城下のはずれには寺社が置かれ、さらにその周辺には農村集落が点在しています。それぞれの地域においては、雪国の暮らしの中で、地域に根ざした人々の厚い信仰とその中で培われた民俗芸能や伝統行事をはじめとした生活文化が継承され、地域コミュニティが形成されています。

また、旧萩野村を中心とした農村部や旧八向村に位置する最上川河岸集落には古くからの信仰も残り、伝統的な祭礼や風習が、今なお地域の人々の暮らしの中で大切に受け継がれています。



全市域における位置関係

5. 維持向上すべき歴史的風致

本市では、歴史まちづくり法における歴史的風致の定義に基づき、維持向上すべき歴史的風致として、次の5つを選定しています。

①新庄まつりに見る歴史的風致

宝暦6年(1756)から始まった新庄まつりは、約270年もの長い歴史があります。毎年8月24日から26日までの3日間開催され、古式ゆかしい神輿渡御行列や山車行列とまつり囃子、勇壮な萩野・仁田山鹿子踊などの行事が行われ、藩政時代をしのぶ歴史絵巻が繰り広げられます。



新庄まつりは、平成21年(2009)に国の重要無形民俗文化財に指定され、平成28年(2016)には、「新庄まつりの山車行事」が全国33件の「山・鉦・屋台行事」のひとつとしてユネスコ無形文化遺産に登録され、この地で暮らす人々の誇りとなり、新庄人のアイデンティティとして脈々と受け継がれています。

②新庄藩主戸沢家ゆかりの歴史的風致



本市は、新庄藩戸沢家が11代、約250年にわたって治めた城下町であり、新庄城を中心に侍町や町人町が整備され、現在の市街地にもその面影が色濃く残っています。旧城下の南北の入口に計画的に配置された寺院・神社を中心に郊外の農村集落が形成され、人々の生活が営まれてきました。

新庄城址や天満神社、戸沢神社、新庄藩主戸沢家墓所、鳥越八幡神社などの戸沢家ゆかりのある史跡や建造物を核としてさまざまな地域活動が継承されることで、本市固有の伝統文化が受け継がれています。

③雪国の農村文化の継承に見る歴史的風致

本市は、冬季の降雪日数が100日以上となり最大積雪量は多い年で2mを超え、市全域が特別豪雪地帯に指定されています。

人々は古くから雪と闘い、克服することで雪国の暮らしを豊かにするための研究や努力を重ねてきました。昭和前期に、代議士・松岡俊三の呼びかけにより、本市から全国に広がった雪害救済運動や農民の手仕事に新たな価値を生み出した民芸運動、農村指導者・松田甚次郎による自治共働の農村改善運動は、その実践成果や理念が現代に受け継がれ、現在の本市の雪国暮らしの礎となっています。





④萩野地区の信仰行事に見る歴史的風致

市の北部に位置する萩野地区は、旧萩野村にあたり、昭和30年（1955）に新庄市と合併した地区です。その中でも、東側に位置する萩野・仁田山・吉沢・二枚橋などの集落は、神室連峰の山々の麓に位置し、羽州街道が整備される以前の街道沿いの村々を中心に繁栄した農村集落です。そのため、藩政時代以前からの農村文化や山岳信仰が人々の生活に溶け込み、現在までさまざまな信仰行事が継承されています。

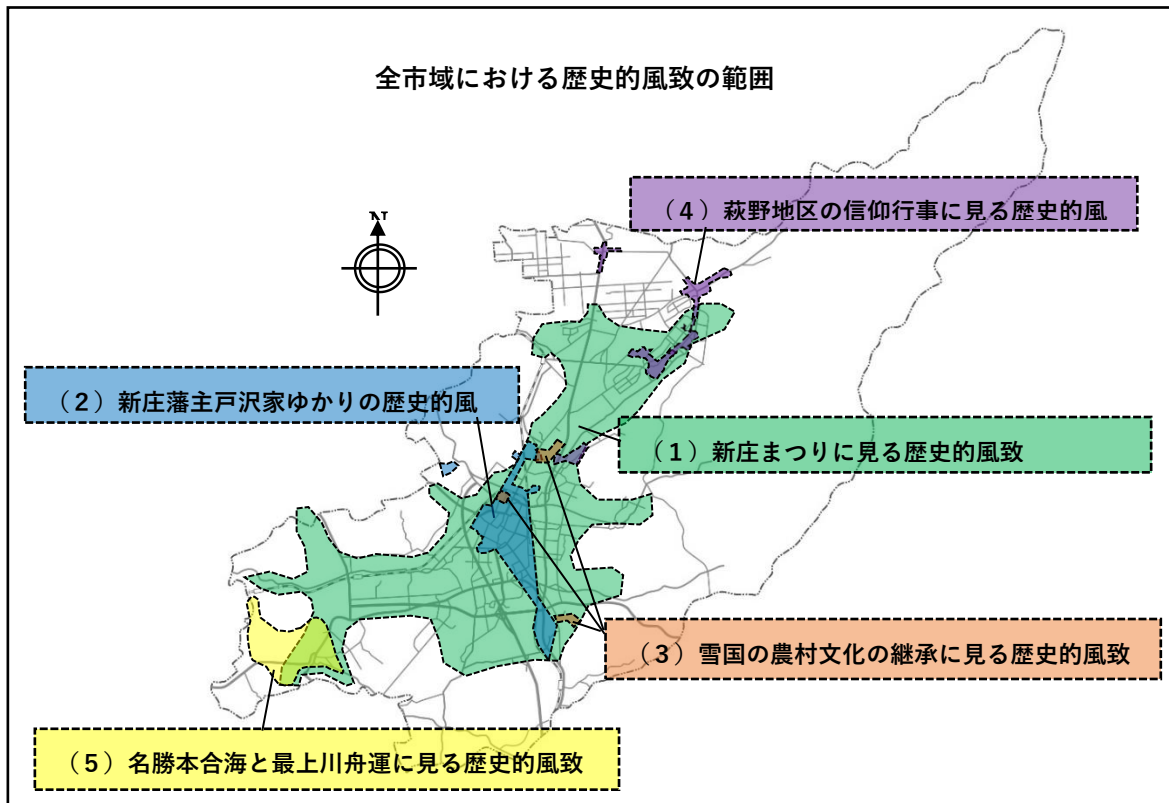


⑤名勝本合海と最上川舟運に見る歴史的風致



本市南西部に位置する本合海は、古くから最上川舟運の重要な川湊として栄えた河岸集落です。最上川が西に大きく流れを変える湾曲部の右岸の八向山の断崖中腹には、矢向神社があり、最上川の舟人を守る神として古くから信仰されてきました。

元禄2年（1689）には、奥の細道を訪ねた俳聖松尾芭蕉が、門人曾良とともに、本合海から舟に乗って最上川を下り、羽黒山に向かっています。本合海集落は、古くからの風習や信仰などが色濃く残っており、平成26年（2014）に「おくのほそ道の風景地（本合海）」として国の名勝に指定されています。



6. 歴史的風致の維持向上に向けた取り組み・事業概要

歴史的風致の維持向上に向けた施策を重点的かつ一体的に推進する区域を重点区域として設定し、歴史的風致を形成する建造物の保存活用、活動等の継承・活性化、街なみ景観の保全、まちなか周遊機能の向上などの事業を実施します。

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業

①八幡神社本殿拝殿保存修理事業

八幡神社本殿拝殿（重要文化財）の老朽化が進んでいることから、建造物の保存修理を行う所有者へ支援を行います。



②新庄藩主戸沢家墓所（瑞雲院）維持管理事業

史跡・新庄藩主戸沢家墓所の御廟所（御霊屋）について、補修や差し萱等の措置を施し、経年劣化に対応するための維持管理を行います。



③新庄藩主戸沢家墓所（桂嶽寺）保存修理事業

桂嶽寺にある史跡・新庄藩主戸沢家墓所（2代正誠）について、御廟所（御霊屋）の保存修理と参道の整備を行います。



④旧農林省積雪地方農村経済調査所保存修理事業

登録有形文化財（建造物）である旧農林省積雪地方農村経済調査所の耐震補強と設備改修等により、さらなる公開活用に向けた整備を行います。



⑤天満神社本殿・拝殿保存修理事業

天満神社本殿・拝殿（県指定有形文化財）の萱屋根の劣化が進んでいるため、改修を行う所有者へ支援を行います。



⑥歴史的風致形成建造物調査・改修事業【区域全域】

市街地の歴史的風致を形成する建造物の調査や所有者の意向調査を実施し、歴史的・文化的な価値付けを整理するとともに、保存活用を支援します。

(2) 歴史的建造物周辺の環境整備に関する事業

⑦最上公園（新庄城址）修景整備事業

新庄藩の歴史を伝える城址公園としてふさわしい景観形成と公園としての機能を充実させ、賑わいを創出する公園整備を行います。



⑧旧農林省蚕糸試験場新庄支場周辺地域整備事業

駐車場やトイレ、休憩施設等の整備を行うとともに、隣接する新庄藩主戸沢家墓所との周遊が促進されるよう一体的な環境整備を行います。



⑨鳥越八幡公園整備事業

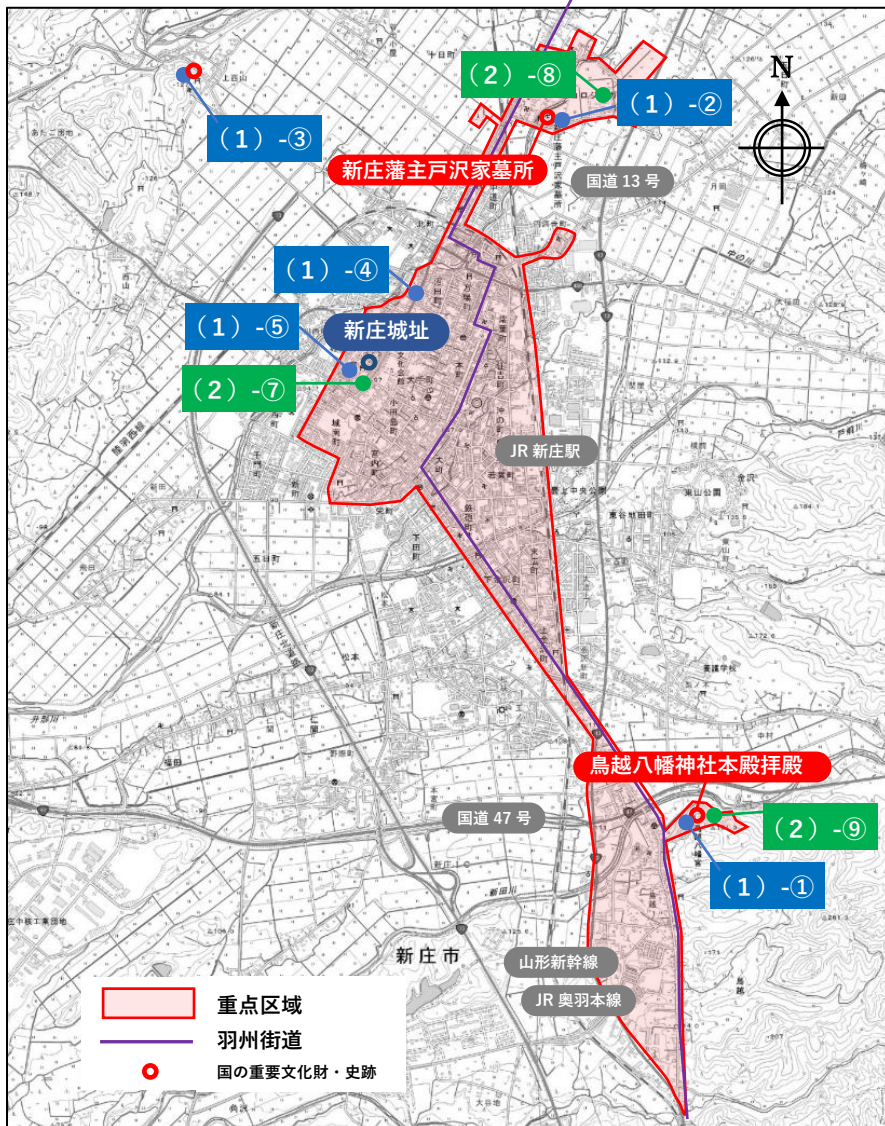
鳥越八幡神社や松田甚次郎ゆかりの土舞台などがあり、本市の歴史を物語るうえで貴重な場所となっており、それらの歴史的な資源を生かした公園整備を行います。

⑩景観・街なみ改善整備事業【区域全域】

景観形成に関する方針を定め、景観の保全と改善を図るため、景観行政団体への移行と景観計画の策定を進めるとともに、街なみの改善整備に向けた検討を行う。



新庄市の重点区域と事業位置図



(3) 活動の継承及び担い手の育成・確保に関する事業

⑪新庄まつり振興事業【区域全域】

新庄まつり実行委員会や山車行事保存会の運営を支援するとともに、山車若連や囃子若連の継承に向けた活動を支援します。



⑫文化財等保存団体支援事業【区域全域】

各地域に伝承される史跡や名勝、有形・無形の文化財等の保存や継承活動を行う団体等を支援します。

⑬無形民俗文化財等調査記録情報発信事業【区域全域】

記録映像や調査記録をアーカイブ（保存・管理）し、広く情報発信することにより、地域住民や市民の認識向上を図ります。

(4) 歴史的風致の認識向上に関する事業

⑭新庄開府 400 年記念事業【区域全域】

新庄開府 400 年を契機に本市の歴史や文化を振り返り、郷土への愛着と誇りを高めるため記念事業を実施します。

⑮小中学生の歴史学習推進事業【区域全域】

総合的な学習などの一環として、地域の伝統行事や伝統工芸などの有形・無形の文化財等の学習を行い、郷土の貴重な歴史や文化について理解を深めます。

⑯地域の歴史・文化生涯学習推進事業【区域全域】

市内の各生涯学習施設において郷土の歴史や文化について知識や理解を深める機会を提供します。

(5) 歴史的風致を活かした観光振興に関する事業

⑰城下町周遊まち歩き推進事業【区域全域】

城下町の旧町名を記した標柱を設置するほか、多言語や通信機器に対応した案内表示やマップを作成し、周遊しやすい環境づくりを行います。

⑱観光地環境美化推進事業【区域全域】

歴史的建造物や史跡への来訪者が快適に見学できるよう、定期的に清掃や草刈り、除雪作業などの環境美化を行います。

⑲歴史案内人養成事業【区域全域】

市民や来訪者、外国人観光客等に対して、本市の歴史的資源や文化を分かりやすく案内できる人材を養成するため、講習会や現地視察などの研修を行います。



7. 歴史的風致形成建造物の指定

重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要がある建造物を「歴史的風致形成建造物」に指定します。

【指定の対象】

1	文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
2	山形県文化財保護条例に基づく指定文化財
3	新庄市文化財保護条例に基づく指定文化財
4	そのほか、新庄市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたもの。ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすものとする。 1) 概ね築 50 年を経過しているもの 2) 所有者又は管理者等により、今後適切な維持管理が見込めるもの 3) 所有者の同意が得られるもの

【指定基準】

- ①建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③歴史的な街なみの構成要素として重要な建造物

【主な指定候補（抜粋）】

	建造物概要 所在地／所有者	写 真	その他の指定候補（所在地／所有者）
1	旧農林省積雪地方 農村経済調査所庁舎 【登録有形文化財】 石川町／新庄市		●旧農林省蚕糸試験場新庄支場の 建造物群 10 件（十日町／新庄市）
2	天満神社本殿・拝殿 【県指定有形文化財】 堀端町／宗教法人		●長泉寺観音堂（鉄砲町／宗教法人） ●円満寺山門（五日町／宗教法人） ●円満寺雷神堂（五日町／宗教法人） ●新莊護国神社（堀端町／宗教法人）
3	戸沢神社 堀端町／宗教法人		●七所明神（七所神社）（宮内町／宗教法人） ●神明宮（神明神社）（神明町／近隣住民） ●上茶屋町出世稲荷神社（上茶屋町／町内会）
4	高山家蔵座敷 北本町／個人		●長倉家住宅（下金沢町／個人） ●長倉家蔵（下金沢町／個人） ●旧米山組赤レンガ倉庫（沖の町／個人） ●旧大泉醤油店（本町／個人）
5	万場町のくらし 万場町／個人		●佐藤家住宅（北本町／個人） ●旧佐藤建具店（万場町／個人） ●五十嵐家住宅（万場町／個人） ●旧信用金庫万場町支店（万場町／個人）
			【お問合せ】 新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町 10-37 ☎0233-29-5678 FAX0233-22-0989